

加古川市下水道管路施設維持管理等業務委託

実施方針（案）

令和8年8月

加古川市上下水道局

目 次

第1章	業務に関する事項.....	1
1-1	業務名称	1
1-2	対象となる公共施設の種類.....	1
1-3	公共施設の管理者.....	1
1-4	業務目的	1
1-5	事業方式	1
1-6	業務場所	1
1-7	本業務の対象施設の概要.....	2
1-8	業務範囲	2
1-9	業務期間	3
1-10	業務の費用負担.....	4
1-11	サービス対価の支払い.....	4
1-12	施行予定額.....	5
1-13	局が申請を予定している国庫補助金について.....	5
第2章	実施方針等に関する事項.....	6
2-1	実施方針等に関する質問・意見の受付、回答の公表.....	6
第3章	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
3-1	募集及び選定方法.....	7
3-2	募集及び選定スケジュール.....	7
3-3	参加希望者の参加資格要件.....	7
3-3-1	参加希望者の構成.....	7
3-3-2	参加企業又は参加グループに求められる参加資格要件（共通）	8
3-3-3	参加企業又は参加グループに求められる参加資格要件（業務別）	9
3-3-4	参加資格の確認.....	9
3-3-5	S P Cの要件（設立する場合）	9
3-4	審査及び選定に関する事項.....	9
3-4-1	プロポーザル選定委員会の設置.....	9
3-4-2	プロポーザル参加表明書等の受付及び審査.....	10
3-4-3	競争的対話の実施.....	10
3-4-4	参加を辞退する場合.....	10
3-4-5	企画提案書の提出等.....	10
3-4-6	企画提案書の審査方法.....	10
3-4-7	審査結果の公表.....	10
3-4-8	契約候補者選定の取消し.....	10
3-5	契約候補者選定後の手続き.....	10
3-5-1	基本協定の締結.....	10
3-5-2	S P C等の設立.....	11
3-5-3	契約内容に関する協議.....	11

3-5-4.	委託契約の締結.....	11
3-5-5.	業務の開始.....	11
3-5-6.	契約保証金.....	11
3-5-7.	次点者との交渉.....	11
3-6.	提出書類等の取扱い.....	12
第4章	事業者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
4-1.	リスク分担の基本的な考え方.....	13
4-2.	要求する性能.....	13
4-3.	業務の実施状況のモニタリング.....	13
4-3-1.	モニタリング方法.....	13
4-3-2.	要求水準未達時のペナルティ.....	13
4-4.	業務期間中の損害賠償保険等.....	14
4-5.	事業者の権利義務等に関する制限.....	14
第5章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
5-1.	対象処理区及び対象排水区.....	15
5-2.	対象施設の規模.....	17
第6章	業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
6-1.	業務の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	18
第7章	その他業務の実施に関し必要な事項.....	20
7-1.	使用する言語及び通貨.....	20
7-2.	企画提案に要する費用.....	20
7-3.	問い合わせ先.....	20
7-4.	情報提供	20

第1章 業務に関する事項

1-1. 業務名称

加古川市下水道管路施設維持管理等業務委託

1-2. 対象となる公共施設の種類

下水道管路施設（合流・分流汚水・分流雨水）

1-3. 公共施設の管理者

加古川市上下水道事業管理者

1-4. 業務目的

本業務は、加古川市上下水道局（以下「局」という。）が実施する、公共下水道に係る下水道施設の維持管理業務に加え、ストックマネジメント計画策定や修繕業務を含めた一連の業務を「管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）」により実施することで、受託民間事業者（以下「事業者」という）の創意工夫を促し、持続可能な下水道サービスを住民に提供することを目指すものである。

併せてその他業務として、発注者が既に実施している、水質調査業務や農業集落排水事業における管路施設の維持管理業務についても、事業者に包括的に委託することにより、効率的な事業運営を図るものである。

1-5. 事業方式

管理・更新一体マネジメント方式レベル3.5（更新支援型）とする。

ただし、その他業務は仕様発注方式により実施する。

1-6. 業務場所

加古川市全域

業務場所の概要は、表 1 に示す通りである。

表 1 業務場所の概要

項 目		面 積
下水	合 流	約1,107ha
	汚 水	約3,358ha
	雨 水	約2,356ha
農業集落排水施設		約36ha

1－7．本業務の対象施設の概要

本業務における対象施設の概要は表 2 及び表 3 に示す通りである。

表 2 対象施設の概要(管理・更新一体マネジメント方式(レベル 3.5))

対象施設		数量	備考
下水道 管路施設	合流管	約 278km	
	分流污水管	約 791km	
	分流雨水管	約 115km	
計		約 1,184km	

表 3 対象施設の概要(その他業務)

対象施設		数量	備考
特定事業場		約50箇所	水質検査業務
流域下水道投入点		6 箇所	
合流雨水吐口		1 箇所	
農業集落 排水施設	管路施設	約 20km	維持管理業務

1－8．業務範囲

本業務において事業者が行う業務の範囲は、以下の通りとする。

(1) 管理・更新一体マネジメント方式(レベル 3.5)により実施する業務

- ① 統括管理業務
- ② 維持管理に関する業務
 - ・ 管路施設点検業務
 - ・ 管路施設調査業務
 - ・ 管路施設清掃業務
 - ・ 管路施設修繕業務
- ③ コンサルタント業務
 - ・ スtockマネジメント計画策定業務

(2) その他業務

- ① 住民対応業務
- ② 下水道事業における水質検査業務
- ③ 下水道敷地内除草業務
- ④ 維持管理に関する業務(農業集落排水事業)
 - ・ 管路施設点検業務

- ・管路施設調査業務
- ・管路施設清掃業務
- ・管路施設修繕業務

1－9．業務期間

業務の履行期間及び業務準備期間、業務引継ぎ期間に関する事項を以下に示す。

(1) 履行期間

履行期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間とする。なお、業務年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

実施スケジュールは、表4の通り予定している。

表 4 業務実施スケジュール

時期（予定）	内容
令和9年11月上旬	基本協定の締結
令和9年11月下旬	業務契約の締結
業務契約日の翌日～令和10年3月31日	業務準備期間
令和10年4月1日～令和20年3月31日	履行期間
令和20年1月4日～令和20年3月31日	業務引継ぎ期間
令和20年3月31日	契約終了日

(2) 業務準備期間

業務準備期間は、委託契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとし、業務準備期間の施設の維持管理は、局が行う。事業者は、局又は局の指定する者より業務の引継ぎ等を受け、業務の習熟に努めるものとする。

なお、業務準備に要する費用は、局又は局の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

また、業務準備期間中の責任範囲は以下の通りとする。

- ・業務準備期間においては、事業者は局との業務実施に関する協議を主として行うものとし、本施設における事業者による現場作業等の実施は原則として想定していない。
- ・業務準備期間中における本施設の維持管理責任は、局が負うものとする。ただし、局の事前承諾を得て事業者が現場作業等を実施する場合は、当該作業に関する責任は事業者が負うものとする。
- ・業務準備期間中に事業者が実施する業務内容及び責任範囲の詳細については、局と事業者との協議により決定するものとする。

(3) 業務引継ぎ期間

局又は局の指定する者への業務の引継ぎは、原則として本業務期間内に行うこととし、引継ぎ期間を業務期間内に設けた上、局及び次期管理・更新一代マネジメント業務の受注者等に引き継ぐものとする。なお、業務引継ぎ期間は、令和20年1月4日から令和20年3月31日の間を原則とする。

1-10. 業務の費用負担

(1) 管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）により実施する業務

局は、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）により実施する業務に係る費用の全てを負担する。局は、負担額の支払いに当たり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。なお、その負担予定額等の詳細は局と選定事業者との協議の上、委託契約書に定める。

(2) その他業務

局は、その他業務に係る費用の全てを負担する。局は、負担額の支払いに当たり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。なお、その負担予定額等の詳細は局と選定事業者との協議の上、委託契約書に定める。

1-11. サービス対価の支払い

(1) サービス対価の構成内容

本業務期間中、局は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表 5 及び表 6 の通りである。

表 5 サービス対価の構成内容（管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5））

区分	業務	対価の主な内容	支払方法
共通	統括管理業務	本業務全般の統括管理	・ 四半期支払
	コンサルタ業務	更新計画(SM計画)案作成・協議	・ 業務完了確認後一括支払
下水	管路施設 点検・調査・清掃業務	巡視・点検	・ 四半期支払
		定例清掃	
		管内調査	
		更新計画作成に伴う調査	
	管路施設修繕業務	緊急清掃	・ 四半期支払 ・ 年度最終月に実費との差額を精算
		定例清掃に基づく修繕工事（非開削に限る）	
		巡視・点検に基づく修繕工事（非開削に限る）	
		更新計画（SM計画）策定に伴う調査に基づく修繕工事（非開削に限る）	
		管内調査、緊急清掃に基づく修繕工事（非開削に限る）	

表 6 サービス対価の構成内容（その他業務）

区分	業務	対価の主な内容	支払方法
共通	住民対応業務	現場確認	・ 四半期支払
下水	水質検査業務	試料採取及び水質検査	・ 業務完了確認後一括支払
	下水道敷地内除草業務	下水道敷地内の維持管理に必要な除草清掃作業	・ 業務完了確認後一括支払
農集	管路施設 点検・調査・清掃業務	巡視・点検	・ 四半期支払
		管内調査	
		緊急清掃	
	管路施設修繕業務	巡視・点検に基づく修繕工事（非開削に限る）	・ 四半期支払 ・ 年度最終月に実費との差額を精算
		管内調査、緊急清掃に基づく修繕工事（非開削に限る）	

(2) サービス対価の改訂

①事業者の提案によるサービス対価の改定

事業者は、サービス対価の改定に関して局に提案できるものとする。

②業務環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、業務環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。業務環境の著しい変化とは以下に示すものとし、詳細については、入札公告時に公表する委託契約書（案）に示す。

- ・ 物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合
- ・ 法令及び税制等の変更又は局の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

③その他局が必要と認める場合

上記①、②のほか、社会経済情勢等の業務環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、局は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

（３）モニタリング及びペナルティ制度

局は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、サービス対価の減額を行うことがある。なお、詳細については入札公告時に公表する委託契約書（案）等に示す。

（４）プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（応募時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を局と事業者でシェアする）を導入する。なお、詳細については入札公告時に公表する委託契約書（案）等に示す。

１－１２．施行予定額

施行予定額（税込み）については入札公告時に公表する。

１－１３．局が申請を予定している国庫補助金について

本業務では国庫補助金の活用を予定している。国庫補助金の申請・実績報告等の手続は局において行うが、事業者は手続に必要な書類の作成等について局を支援するものとする。会計検査を受けることになった場合、検査対応のための書類作成や、検査当日の応援等に協力すること。

第2章 実施方針等に関する事項

2-1. 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答の公表

質疑・回答については、次の通り行うこととする。

①質問がある場合は、「質問書」（別紙1）に質問事項を記載のうえ、令和8年9月11日までに、電子メールにより下水道課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市下水道管路施設維持管理等業務委託」に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

②質疑に対する回答は、「質問回答書」（別紙2）により、令和8年10月9日までに局ホームページにて公表する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、局は回答しないことができるものとする。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

3-1. 募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

3-2. 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュール（予定）は表 7の通り予定している。

表 7 募集及び選定スケジュール

時期（予定）	内容
令和8年9月11日	実施方針等に関する質問の受付締切
令和8年10月9日	実施方針等に関する質問の回答の公表
令和9年1月下旬	募集要項等の公表
令和9年2月中旬	募集要項等に関する質問の受付締切
令和9年3月中旬	募集要項等に関する質問の回答の公表
令和9年5月中旬	プロポーザル参加表明書及び参加資格確認書等の受付開始
令和9年5月中旬	プロポーザル参加表明書及び参加資格確認書等の受付締切
令和9年6月中旬	競争的対話
令和9年8月中旬	提案書類の提出
令和9年9月上旬	プレゼンテーションの参加要請
令和9年10月上旬	契約候補者の公表
令和9年11月上旬	基本契約の締結
令和9年11月下旬	委託契約の締結

3-3. 参加希望者の参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望するもの（以下「参加希望者」という。）の構成、共通の参加資格、参加希望者に求める要件等は、以下に示す通りである。

3-3-1. 参加希望者の構成

- ① 参加希望者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。参加グループを構成する企業数の上限は任意であり、1つの企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 参加グループは、統括管理業務、維持管理に関する業務、更新計画策定業務の本業務の役割を担う企業から構成されるグループとし、代表企業が参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。

また、プロポーザル参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

- ③ 参加グループの場合、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。
- ④ 参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑤ プロポーザル参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情があると局が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

- ⑥ 参加グループの構成企業は、参加企業及び他の参加グループの構成企業になることはできない。

3-3-2. 参加企業又は参加グループに求められる参加資格要件（共通）

参加企業又は参加グループは次のすべての要件を満たさなければならない。

- ① 加古川市水道事業及び下水道事業契約規定（平成 10 年水道事業管理規定第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っているものでないこと。

ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

- ④ プロポーザル参加表明書の提出時点で加古川市上下水道局指名停止基準（平成 13 年水道局訓令第 6 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 本業務に係るアドバイザー業務の受託者並びにこれらの業務における業務協力関係者にあるものでないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連のあるものでないこと。
 - ・ 日本水工設計株式会社
 - ・ 法務審査を行った法律事務所
- ⑥ 加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 30 日水道事業管理者決定）に規定する暴力団等でないこと。
- ⑦ 市税を滞納していないこと。
- ⑧ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑨ 水道料金、下水道使用料、加古川市下水道事業 受益者負担金を滞納していないこと。

3-3-3. 参加企業又は参加グループに求められる参加資格要件（業務別）

参加企業又は参加グループの構成企業のうち一者は、次の資格要件を満たすこと。

（１）維持管理業務を担う企業

平成２４年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（機構、公社、事業団等）が発注した下水道管渠調査業務を元請として完了した実績を有し、かつ、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有するものを配置できる者であること。

（２）更新計画作成業務を担う企業

平成２４年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（機構、公社、事業団等）が発注した下水道ストックマネジメント計画（管路施設）又は下水道長寿命化計画（管路施設）の策定業務を元請として完了した実績を有し、かつ、技術士法（昭和５８年法律第２５号）第３２条に規定する「技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道）」又は「ＲＣＣＭ（下水道部門）」の資格を有するものを配置できる者であること。

3-3-4. 参加資格の確認

参加資格要件の確認基準日は、プロポーザル参加表明書等を受付した日とする。

ただし、参加企業又は参加グループの構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、局に速やかに通知しなければならない。

3-3-5. ＳＰＣの要件（設立する場合）

ＳＰＣの要件は次の通りとする。

- ① 事業者は、ＳＰＣを設立し、局と委託契約を締結する。
- ② ＳＰＣの本店所在地は加古川市内を住所とする。
- ③ 構成員は必ずＳＰＣに出資しなければならない。また、ＳＰＣへの出資は構成員以外認めない。
- ④ 代表企業の出資比率は出資者中最大（５０％を超える割合）としなければならない。
- ⑤ ＳＰＣの定款において、会社法第３２６条第２項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を局に提出する。
- ⑥ ＳＰＣの株主は、局の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の一切の処分を行なってはならない。

3-4. 審査及び選定に関する事項

審査及び選定の手続きの流れを以下に示す。

3-4-1. プロポーザル選定委員会の設置

局は、契約候補者の選定にあたり、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会では、契約候補者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

3-4-2. プロポーザル参加表明書等の受付及び審査

局は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、参加希望者に通知するものとする。

詳細については、入札公告時に公表する募集要項等に示す。

3-4-3. 競争的対話の実施

局は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされたもの（以下「参加者」という。）と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、委託契約、要求水準等の調整を行う。

3-4-4. 参加を辞退する場合

参加希望者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退書に必要事項を記入のうえ、企画提案書提出締切日までに下水道課に提出するものとする。

3-4-5. 企画提案書の提出等

参加者は、要求水準書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。

提案に必要な書類など、詳細については、入札公告時に公表する募集要項等に示すが、本業務における下水道台帳システムの運用及び維持管理に係る情報管理について、参加者によるDXの推進や新技術の活用を含む提案を求めることを予定している。

3-4-6. 企画提案書の審査方法

審査は、提案内容の審査を行う。局は、選定委員会の審査及び評価に基づき、契約候補者及び次点者を選定する。

3-4-7. 審査結果の公表

契約候補者を決定したときは、局ホームページ及び下水道課窓口への掲示により公表する。

3-4-8. 契約候補者選定の取消し

局は、審査及び選定の一連の手続きにおいて、参加希望者がいない、又はいずれの参加希望者も審査の結果、選定基準に満たない場合は、契約候補者を選定しないことがある。

この場合、その旨を局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

3-5. 契約候補者選定後の手続き

契約候補者選定後は、以下の手続きを行うことを予定している。

3-5-1. 基本協定の締結

契約候補者は、入札公告時に公表する基本協定書（案）に基づいて、局と速やかに基本協定を締結しなければならない。

契約候補者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に委託契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、局は審査で決定された順位に従って、次点者を契約候補者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

なお、基本協定書（案）の修正には、原則応じない。

3-5-2. S P C等の設立

契約候補者は、基本協定の締結後、必要に応じてS P CやJ Vを設立するものとする。

なお、S P Cを設立する場合、本業務期間中はS P Cの本社所在地を市外に移転させないものとする。

また、S P Cを株式会社として設立する場合、事業者の株主総会におけるすべての議決について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる議決についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行できる。

本議決権株式は、他の本議決権株主、又は局との間で締結された契約等により予め処分先として認められたもの以外の第三者に処分を行う場合は、局の事前の承諾を受ける必要がある。また、本議決権株主の譲受人は、株主誓約書を局に提出しなければならない。本完全無議決権株式は、資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定について、局は原則として関与しないものとする。

3-5-3. 契約内容に関する協議

局は契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

3-5-4. 委託契約の締結

局と事業者は、委託契約書（案）の内容に従い、速やかに委託契約を締結する。

なお、委託契約書（案）の修正には、原則応じない。

3-5-5. 業務の開始

受注者は、委託契約に定める業務開始日に遅滞なく業務を開始する。

3-5-6. 契約保証金

受注者は業務の履行を保証するため、業務委託契約に基づく契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

3-5-7. 次点者との交渉

局は、契約候補者との契約締結に向けた具体的な条件等についての協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

3－6．提出書類等の取扱い

提出された提案書等は返却せず局の所有物として組織内で複写・配布を行う場合がある。
また、局に提出された資料は加古川市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

第4章 事業者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4-1. リスク分担の基本的な考え方

本業務における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じさせた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその内容をリスク分担表（案）（別紙3）に示す。なお、局及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については、必要に応じて協議を行う。説明責任は、リスク分担表（案）の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、入札公告時に公表する委託契約書（案）などに詳細を規定する。

4-2. 要求する性能

本業務において実施する業務に要求する性能については、別途公表する「要求水準書（案）」に水準等の一部を示している。事業者は、入札公告時に公表する募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような業務を実施することとする。

4-3. 業務の実施状況のモニタリング

局は、事業者が委託契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書（案）に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

4-3-1. モニタリング方法

モニタリング方法は、事業者によるセルフモニタリングに加え、局によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、入札公告時に公表するモニタリング基本計画書（案）に示す。

4-3-2. 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、局は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と局が判断する場合、局は事業者に代わり、本業務等を実施することができる。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

4－4．業務期間中の損害賠償保険等

事業者は、本業務期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要な応じて加入すること。なお、再委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4－5．事業者の権利義務等に関する制限

事業者は、局の書面による事前の承諾を得ることなく、委託契約上の地位及び本業務について局との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

5-1. 対象処理区及び対象排水区

加古川市公共下水道事業計画 (汚水)

図面名 下水道計画一般図 (汚水)

縮尺 1/25,000 図面番号 1

製作年月 令和2年12月

部長 課長 係長 係

加古川市上下水道局下水道課

図 1 加古川市公共下水道処理区位置図

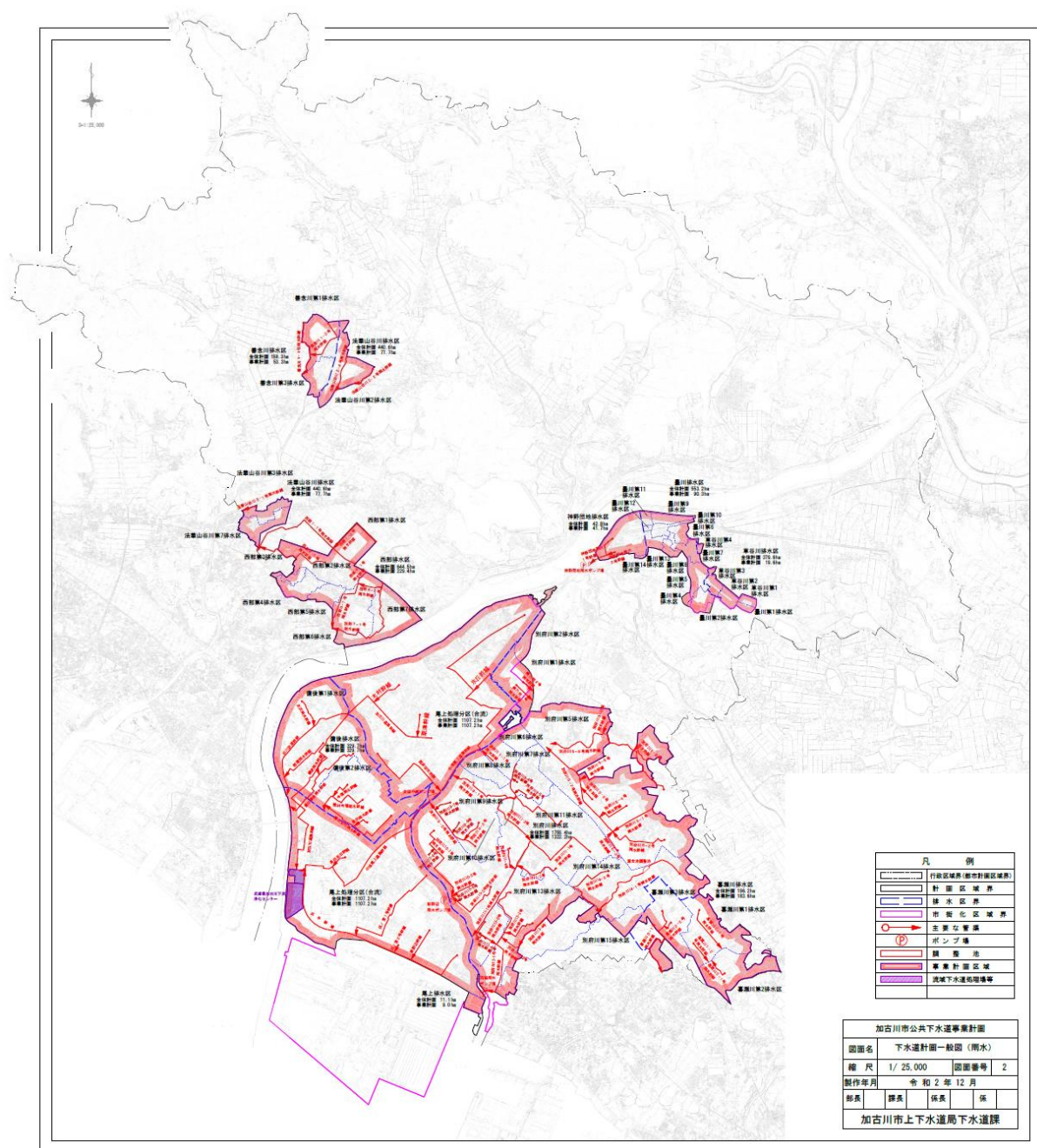


図 2 加古川市公共下水道排水区位置図

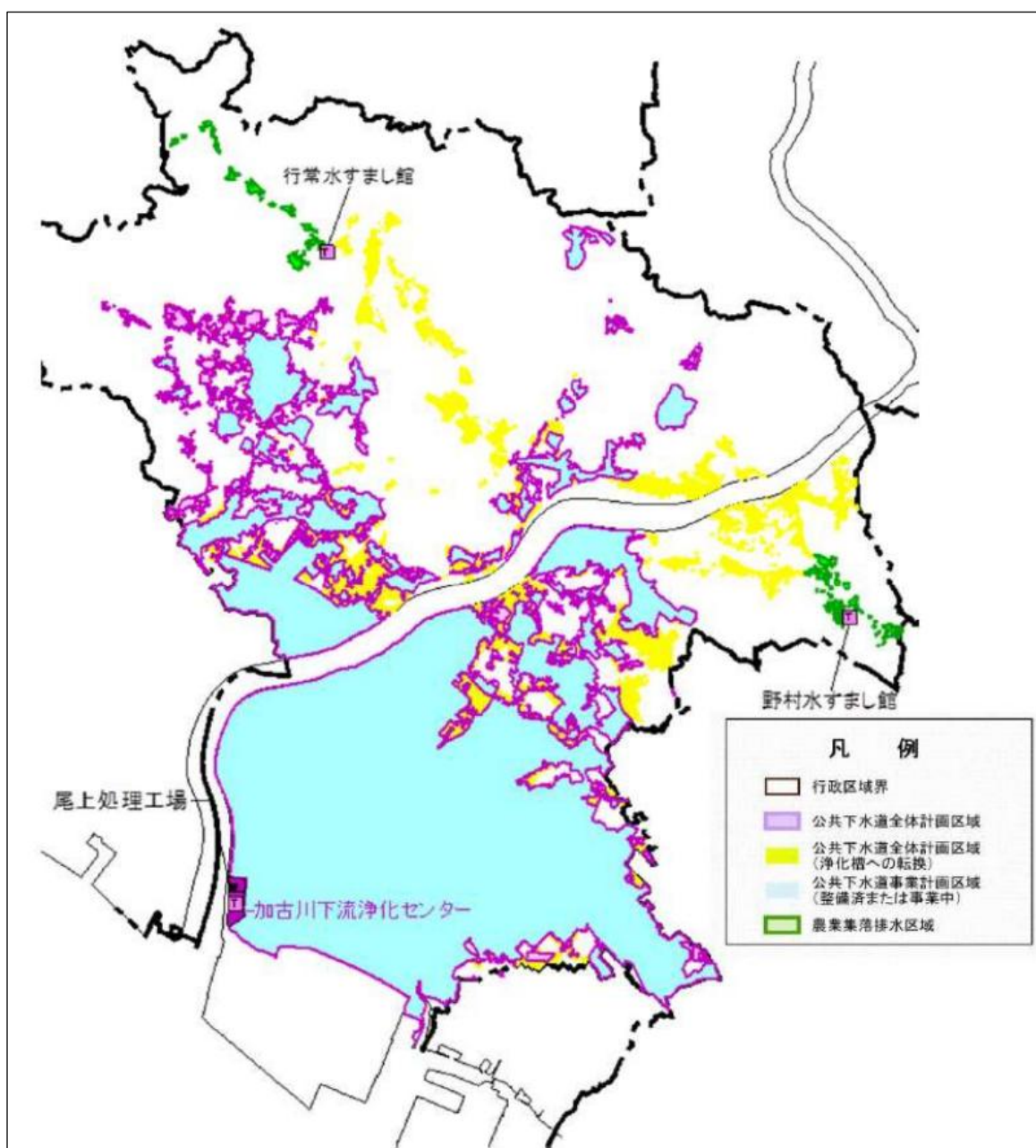


図 3 農業集落排水地区（図中の緑色着色部分）

5-2. 対象施設の規模

本業務における対象施設の規模は、1-7 表 2、表 3に示す通りである。

第6章 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本業務の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

6-1. 業務の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本業務の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下の通り委託契約を終了するものとする。

この場合、事業者は、委託契約の定めるところにより、局又は局の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して本業務のうち、一部の業務のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本業務のうち、一部の業務について委託契約の解除が生じた場合、局は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、局の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については、入札公告時に公表する委託契約書（案）に示す。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による解除及び措置

事業者の責めに帰すべき事由による解除及び措置に関する事項を以下に示す。

① 解除事由

- ・事業者が提供するサービスが、委託契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他委託契約に定める事業者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。

ただし、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、局は委託契約を解除することができる。

- ・財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難と合理的に判断される場合には、局は委託契約を解除することができる。

② 解除措置

- ・事業者は、局に対し、委託契約に定める契約解除違約金を支払う。また、局の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 局の責めに帰すべき事由による解除及び措置

局の責めに帰すべき事由による解除及び措置に関する事項を以下に示す。

① 解除事由

- ・局は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより委託契約を解除することができる。
- ・事業者は、局の責めに帰すべき事由により、一定期間、局が委託契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、委託契約の履行が不能となった場合は、委託契約を解除することができる。

② 解除措置

- ・局は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、局の支払額からこれを控除する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により業務が困難となった場合の不可抗力による解除及び措置

① 解除事由

- ・局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力により、本業務の継続が困難となった場合は、局と事業者との間で本業務の継続可否について協議を行う。
- ・一定の期間内に上記の協議が整わない場合は、局が協議の内容を踏まえ、本業務の継続の可否を決定することとし、局は事前に事業者に通知することにより、委託契約を解除できる。

② 解除措置

- ・委託契約を解除する場合の措置については、入札公告時に公表する委託契約書（案）に示す。
- ・不可抗力の定義については、入札公告時に公表する委託契約書（案）に示す。

(4) その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、協議により定める。

第7章 その他業務の実施に関し必要な事項

7－1．使用する言語及び通貨

本業務の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

7－2．企画提案に要する費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用はすべて参加者の負担とする。

7－3．問い合わせ先

本業務に関する連絡先は、以下の通りとする。

加古川市上下水道局 下水道課

電 話：079-427-9287

F A X：079-427-9285

E-mail：gesuiken@city.kakogawa.lg.jp

7－4．情報提供

情報提供は、適宜局ホームページにおいて行う。

E-mail: gesuiken@city.kakogawa.lg.jp

【別紙 1：質問書】

令和 8 年 月 日

加古川市上下水道局下水道課 御中

質 問 書

業 務 名： 加古川市下水道管路施設維持管理等業務委託

項 目	質 問 内 容

※ 記入欄が不足するときは、複写して作成してください。

〔質問者〕

商号又は名称	
部 署	
担 当 者	
電 話	

質 問 回 答 書

業 務 名： 加古川市下水道管路施設維持管理等業務委託

質 問 内 容	回 答

【別紙３：リスク分担表（案）】

リスク分担表（案）（１／２）

段階	リスクの種類		リスクの内容	局	事業者	
契約前	募集・応募手続き（募集要項・提示資料含む）		募集要項の誤りに関するもの	○		
			応募費用の負担		○	
	契約締結		局の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○		
			事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合		○	
			局、事業者いずれの責でもない事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○		
	業務開始時		局の責に帰すべき事由による業務開始の遅延	○		
事業者の責に帰すべき事由による業務開始の遅延				○		
共通	構想・計画リスク		局の政策変更（議会の不承認を含む）による業務の変更・中断・中止など	○		
	制度関連リスク	許認可リスク	局が取得すべき許認可の取得に関するもの	○		
			事業者が取得すべき許認可の取得に関するもの		○	
		法令変更リスク	本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	○		
			上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	
		税制変更リスク	本業務に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○		
			消費税の変更に関わるもの	○		
			上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	
		社会リスク	環境問題リスク	要求水準等に従って適正に業務を実施していても避けることができないもの、施設の存在自体によるもの	○	
				上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○
	第三者賠償リスク		要求水準等に従って適正に業務を実施しても避けることのできないもの、施設の存在自体によるもの	○		
			上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○	
	経済リスク		金利変動リスク	金利変動に係る費用の増減		○
			物価変動リスク	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内の場合）		○
		物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を超える場合）		○		
	債務不履行リスク		業務放棄、事業者サービス水準の低下、事業者の義務の重大な違反等		○	
			局による債務不履行	○		
	業務の中止・延期・不能リスク		事業者の事由による業務の中止・延期（業務破綻、業務放棄など）		○	
			局の責に帰すべき事由による業務の中止・延期（局の債務不履行など）	○		
	不可抗力リスク		予見不可能な戦争、暴動、天災等による業務計画・内容の変更、業務の延期・中止、突発的な対応に関するもの	○		
			予測可能な範囲における台風・風水害による業務計画・工事の変更、業務の延期・中止、突発的な対応に関するもの	○	○ 受注者の責に帰すべき事由が認められる場合	

リスク分担表（案）（2/2）

段階	リスクの種類		リスクの内容	局	事業者
共通	契約不適合リスク		業務対象施設に物理的な瑕疵があった場合（業務開始以前から存在する瑕疵）	○	
			業務対象施設に物理的な瑕疵があった場合（業務開始以後の業務に由来する瑕疵）		○
			本業務において整備された施設や情報に契約不適合が発見された場合（業務終了より2年以内に限る。ただし、故意又は重過失の場合は民法の定めによる期間とする。）		○
	その他	業務内容変更	局の事由により業務内容が変更される場合	○	
			上記以外の事由により業務内容が変更される場合		○
		知的財産権侵害	本業務の実施に当たり第三者の知的財産権を侵害し、または事業者が作成した成果物が第三者の知的財産権を侵害した場合に第三者に生じた損害の賠償		○
			情報の漏えい	局の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○
				事業者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	
調査・計画・設計	測量・点検・調査リスク		局が実施した点検・調査に不備があった場合	○	
			事業者が実施した点検・調査に不備があった場合		○
	SM計画策定リスク	ストックマネジメント計画の策定に必要な各種調査		○	
		ストックマネジメント計画書及び添付書類の作成		○	
	維持管理	管路点検		法定点検等の点検不備による機能障害・事故	
要求水準未達等		局の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
		事業者の行う業務の内容が要求水準を満たさない場合		○	
技術革新		事業者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○	
維持管理費用増加		局の事由により業務内容の変更等が発生し、当初の維持管理や修繕に係る費用が増大した場合	○		
		事業者の事由により維持管理や修繕に係る費用が増大した場合		○	
施設・設備損傷		事業者の帰責による修繕需要量増大リスク		○	
		上記以外の場合の修繕需要量増大リスク	○		
道路陥没（管路起因）		事業者の責により、道路陥没が発生した場合		○	
		事業者の責によるものか明白ではなく、道路陥没が発生した場合	○		
契約終了	業務終了時	業務終了時の施設状態	業務終了時における施設状態の要求水準未達（要求水準等に従って適正に業務を実施していても避けることができない劣化等を除く）		○
		業務の引継ぎ	業務終了時における次期事業者への引継ぎ	○	○
		業務の終了手続き	業務終了時における手続きに関する諸費用の負担		○